

屋内消火栓操法競技審査要綱

1 目 的

この要綱は、屋内消火栓操法の競技を行うに際して審査に必要な事項を定めるものとする。

2 審査員の構成

審査員の構成は次のとおりとする。

- (1) 審査長 1 名
- (2) 副審査長 2 名
- (3) 審査員 18 名

総 合 審 査 員	3 名
操法要領審査員	9 名
タイム計測員	6 名

3 審査員所掌事務

- (1) 審査長は、審査員及び記録員を指揮監督し、審査事務全般を管理する。
- (2) 副審査長は、審査長を補佐し審査員を指揮して審査の進行を図り、必要に応じて各審査員の審査事項を点検し、採点上の必要な事項について指示することができる。
- (3) 審査員は、審査要領に基づき公正な審査を行うとともに、審査上疑義がある場合は、直ちに副審査長に報告し、その指示を受けるものとする。
- (4) 記録員は、記録の集計を行うものとする。

4 審査の要点

審査は、各操作員が待機線上に整列してから解散までを行うものとし、別に定める屋内消火栓操法競技要領に基づき各操作員の操作要領・行動・動作全般及び有効放水までの所要時間ならびに収納時間について審査するものとする。

なお、その要点は次のとおりとする。

- (1) 士気、規律
- (2) 迅速な行動、動作、チームワーク
- (3) 確実な動作
- (4) 消防器具の精通とその愛護

5 審査の基準及び方法

(1) 操法の実施順番

大会開催前に実施される指揮者会議において各チームの代表者が抽選を行い決定する。

(2) 操法開始等の指示

審査員は、操法の開始、放水の中止及び収納の開始時期を赤旗により指示するものとする。

(3) 採点方法

各操作員の操作及び総合評価は、減点方式とし、所要時間は、ホース延長操作にあっては、基準タイムを超過した場合は1秒につき1点の減点、収納操作にあっては、基準タイムを超過した場合は1秒につき0.5点の減点とする。

(4) 所要時間の採点要領

ア 所要基準タイム

ホース延長操作	30 秒
収 納 操 作	45 秒

イ ホース延長操作及び収納操作に区分して計時する。

ウ ホース延長時間の所要時間は、指揮者の「操作始め」の号令の「め」から筒先による有効放水により標的が落とされた時点までを計時する。

エ 収納操作の所要時間は、指揮者の「収め」の号令の「め」から、各操作員が使用器具を収納位置に収納し、最後の操作員が集合線についた時点までを計時する。

(5) 操作要領、行動、動作の採点要領

別に定める「操作員別審査表」に基づき、その不確実な事項について減点する。

(6) 総合評価（動作全般）の採点要領

別に定める「総合審査表」に基づき、規律、節度、士気等次に掲げる項目についてチーム全体の不確実な事項について最大10点の範囲内で減点する。

項 目	持点（減点）	項 目	持点（減点）
規 律、節 度	10	士 気	10
チームワーク	10	安 全 性	10

(7) その他

審査員は、操法の開始に先立ち、ホース、筒先の状況を点検し

各チームの条件の均等を期さなければならない。

6 失 格

操法実施中に操作員に不測の事故が発生し、操法の続行が不可能と認められる場合は、審査長の判断により、操法の中止を命令し失格とする。

7 順位の決定

- (1) 所要時間の減点、「操作員別審査表」及び「総合審査表」の減点数の合計を合算し、その減点数の小なるものを優位とする。
- (2) (1)の点数が同じ場合は、ホース延長操作の所要時間の減点数の小なるものを優位とする。
- (3) (1)・(2)の方法によっても順位が決定しない場合は、「操作員別審査表」「総合審査表」に基づき審査委員会をもって優位を決定する。

8 異議申し立て

審査の結果等については、操作員または、その関係者は一切異議を申し立てることはできない。